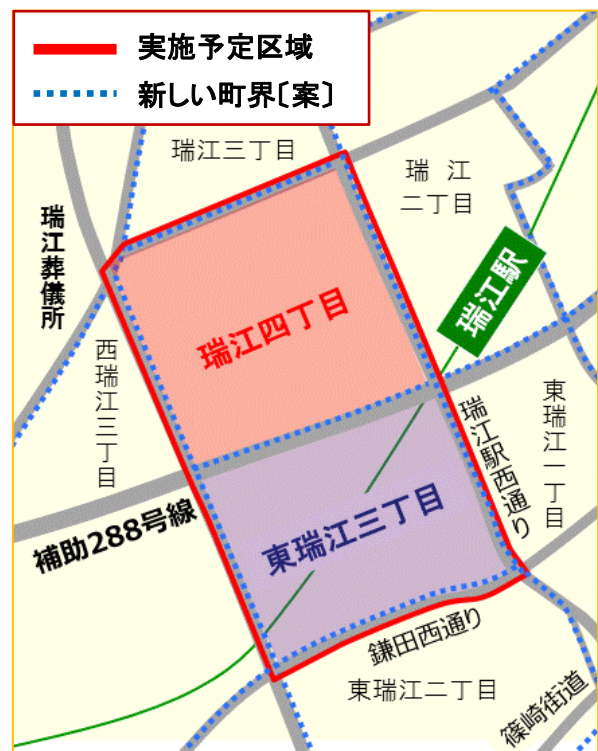


住居表示(住所)変更のお知らせ

皆様がお住まいの西瑞江二丁目(全部)・東瑞江二丁目(一部)は区画整理事業が進み、町並みが整ってまいりました。そこで、誰にでもわかりやすい町にするため、当地域の住居表示の実施を予定しています。

住居表示の実施に向け、皆様のご理解、ご協力をよろしく申し上げます。

計画区域(現町名)	新町名[案]
西瑞江二丁目(全部)	瑞江四丁目
東瑞江二丁目(一部)	東瑞江三丁目



実施予定日

平成26年11月4日(火)



江戸川区

生活振興部 東部事務所 住居表示係

電話 (3679) 1463 【直通】

◆ なぜ住居表示制度ができたのでしょうか・・・

現在の住所は、土地地番（番地）を使って「江戸川区西瑞江2丁目△番地〇」と表していますが、これは本来住所としてではなく、不動産登記のために設けられたものです。土地の売買等が頻繁に行われた今、枝番や欠番が増え、順序が不規則になり、住所として使用するには大変わかりにくくなっています。

そこで、昭和37年「住居表示に関する法律」が施行され、わかりやすい道路、河川などを町の境界にして、これまでの土地地番（番地）を使わずに住所専用番号を使って住所をわかりやすく表す住居表示制度ができました。

◆ 住居表示を実施すると・・・

● 火災や救急のとき

一刻を争う場合、通報を受ける側は場所の特定がしやすく、現場へ早く到着できます。



● 配達・来客のとき

建物の主な出入口を基準にして住居番号が順序よく付番されますので、郵便・宅配便を早く、確実に届けることができます。また、遠方から訪問する方など地域に不慣れな方でも、目的の建物を迷わず探すことができます。

表示板でもっとわかりやすく

● 町の中の各街区の四すみに

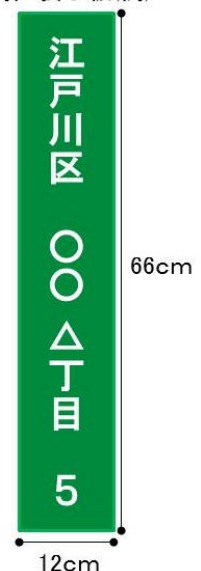
住居表示実施地域に右のような街区表示板を取り付けます。

● お住まいのそれぞれのお宅に

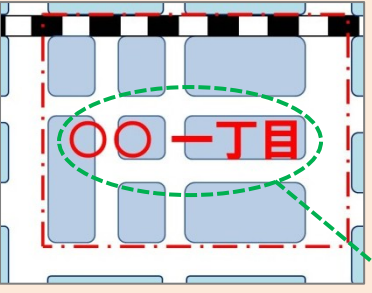
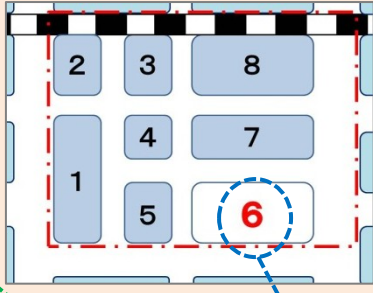
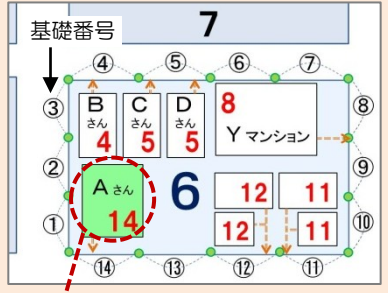
住所が決まりましたら、下のような町名板・住居番号表示板を建物出入口付近の見やすいところに取り付けます。



街区表示板(例)



新しい住所の決め方と表し方

<p>町区域（町名）</p> <p>わかりやすい道路・河川・鉄道線路などを町界にして区画します。</p> <p><u>区画整理・道路建設等による新しい町の形にあわせる必要があります。</u></p> 	<p>街区符号</p> <p>道路などによって細かい街区（ブロック）に分け、連続するように、符号が付けられます。</p> 	<p>住居番号</p> <p>街区の周囲に一定間隔で基礎番号を振り、<u>建物の主な入口の位置で住居番号を決めます</u>（基礎番号は、西南の角から右まわりに振ります）。なお、約20戸以上の中高層住宅はさらに部屋番号を加えて表します。</p> 
--	---	--

新住所の表示方法

〔一般住宅の例〕	江戸川区	〇〇一丁目	6番	14号
〔約20戸未満の中高層住宅の例〕	江戸川区	〇〇一丁目	6番	14号 △△マンション201
〔約20戸以上の中高層住宅の例〕	江戸川区	〇〇一丁目	6番	14-203号 □□マンション

住所・土地・本籍（住所と同じ場所に行っている場合）との関係

現在は **住所** **土地** **本籍** とともに同じ土地地番(番地)で表しています。

住居表示実施後は 住所だけを切り離し、「住所専用番号」を使って表します。
したがって、住所以外は今までどおり、変更ありません。

土地の表示と本籍の表示は、土地区画整理の換地処分後に変わります。詳細は下記にお問い合わせください。

<本籍について> 江戸川区東部事務所戸籍住民係 電話：3679-1125
<土地区画整理について> 東京都第一区画整理事務所 電話：5632-1513

住居表示説明会のお知らせ

～ 住居表示実施計画と今後の予定について ～

日時	対象の方	会場
平成 25 年 11 月 14 日 (木) 午後 7 時 30 分～	補助 288 号線より南側住民の方 〔西瑞江 2 丁目 13, 20, 21, 28, 29, 34, 35 番地〕 〔東瑞江 2 丁目 15～19, 32～34, 53～57 番地〕	東部区民館 2 階ホール
平成 25 年 11 月 16 日 (土) 午前 10 時 30 分～	補助 288 号線より北側住民の方 〔西瑞江 2 丁目の上記以外の番地〕	連絡先 (3679) 1926

※会場の都合上、対象者を分けましたが、両日同様の説明内容ですので、ご都合のよい日にご出席ください。今回ご欠席される方は、電話・窓口でもご質問を承ります。

※平成 26 年 4 月頃にも手続き等を含めた同様の説明会を予定しています。

※新しい住所は、平成 26 年 9 月上旬頃、皆様にお知らせする予定です。



今後のスケジュール (予定)

平成 25 年 11 月	現地調査開始 (委託業者が調査します)
平成 26 年 4 月	住民説明会開催
	町名・町区域の新設・変更の「公示」 [30 日間]
5 月	居住調査開始 (委託業者が調査します)
6～7 月	町名・町区域の新設・変更の「区議会議決」・「告示」
9 月	住居表示実施の「告示」、 新住所お知らせ等各種資料配付
10 月	各種表示板の取付け
11 月	住居表示実施 (予定)

会社・法人の皆様へ

平成 26 年 11 月〔予定〕から新住所へ変更予定ですので、住所の入った印刷物 (名刺・パンフレット等)、ゴム印の作製にご配慮ください。

それに伴う経費につきましては、誠に恐れ入りますが、自己負担となります。あらかじめご承知おきくださいますよう、よろしくお願い致します。